

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桑 折 町 長

市町村名 (市町村コード)	桑折町 (301)
地域名 (地域内農業集落名)	万正寺・平沢地区 (清水、下万正寺、中屋敷、坂町、平沢集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は桑折町西部に位置し、地区の中央をJR東北本線と東北自動車道が縦断しており、西部には福島市から続く山林が広がる中山間地でありつつ、東部は市街化区域も含まれる平地が中心の地区となっている。地区西側の中山間地にある農地は、斜面や高低差のある農地が多く、草刈り等の維持管理にかかる労力が大きいことや有害鳥獣被害に悩まされる現状もあり、後継者不足が深刻で耕作者の離農時に遊休農地となるケースが多く、山林原野化した農地が集落内部に点在していることに加え、地区中央の平地部においても、河川・水路による分断や農道の幅員が狭いなどの課題から遊休農地が発生している。

また、集落内においては居住世帯数の減少により、侵入防止柵の管理のほか主要道路沿いの雑草繁茂への対応など、農地の維持だけでなく、地域住民の生活環境の維持活動にも支障が出ている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作は、イノシシ等有害鳥獣の影響を受けやすいことから、農業の担い手や新規就農者等への農地斡旋においてはそれらの被害状況・対策を見極めた検討・協議が必要となる。また、傾斜、段差、水利等の営農条件に応じた転作(そば・大豆・麦等)についても検討を進める。

畑・樹園地については町の主要作物である果樹(桃・リンゴ等)や露地野菜の栽培を中心に農地の集積・集約を進めるほか、電気柵等の有害鳥獣対策を実施し、優良な農地を守る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、有害鳥獣の侵入防止柵を目安に中山間地等における今後農地としての再生・利用が見込めないと結論付けられた農地を区域から除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用最適化推進委員と農地バンクが連携し、将来規模拡大を図る農地を担う者へスムーズな利用調整が図れるように細やかな情報共有を徹底する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指すため、耕作をしていない農地所有者へ貸付けを促す。 また、耕作者が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを活用し、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることが出来るよう、情報共有・連携を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
傾斜や高低差、狭小・不整形農地など効率的な営農ができない農地について、複数農地の一体的な利用を図るため、営農条件の改善等における支援について、国・県・農地中間管理機構の補助事業を勘案しながら町による支援についても協議・検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存耕作者の営農に支障ない範囲内において新規就農者(予定を含む)が将来の担い手として営農規模を拡大出来るよう、計画的な農地利用について定期的に地域で話し合い、確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化の進む現状で、必要労力の多い作業については、みらいアグリサービス株式会社等の作業受委託事業体と連携しながら、農作業委託について調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 有害鳥獣対策実施隊による捕獲・駆除と並行して、花火等による忌避策や誘因となるやぶの除去や放任果樹の伐採により住み分けを図っていく。また、侵入防止柵について沿線周辺における遊休農地化も進み、維持管理にかかる労力が依然と比べ大きくなっていることから維持管理方法について設置個所の見直しも含めた総合的な見直しを検討していく。

⑦ 多面的機能支払制度を活用した以下の団体を中心に農地・水路等の維持管理を行う。

＜広域組織＞
清水環境保全会